

森林整備加速化・林業飛躍事業（地域協議会の運営等）実施基準

地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等(以下「事業」という。)の実施については、徳島県補助金交付規則(昭和58年規則第53号。以下「規則」という。)及び徳島県林業関係事業補助金交付要綱(昭和59年3月31日付け林政第214号。以下「要綱」という。)並びに森林整備加速化・林業飛躍事業実施要領(平成21年6月1日付け林振第494号。以下「要領」という。)に定めるほか、この実施基準に定めるところによる。

第1 地域協議会の運営

1 事業実施主体

事業の実施主体(以下「補助事業者」という。)は、市町村、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等で構成する地域協議会(部会を含む。)、県及び市町村とする。

2 採択基準等

森林整備加速化・林業飛躍事業の実施に係る必要な追加的な事業であること。

3 事業の交付対象経費

対象となる経費は、森林整備加速化・林業飛躍事業を実施する上で追加的に必要となる次の経費とする。

(1) 技術者給

技術を有する者(主任技師、技師、撮影技師等)の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含むものとする。

(2) 賃金

アルバイト及び技能者給の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

(3) 謝金

事業の推進を図るために開催する会議や研修等に出席する委員及び指導者等の謝金とする。

(4) 旅費

技術者、アルバイト、技能者及び会議等に出席する委員並びに指導者等の旅費とする。

(5) 需用費

消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等とする。

(6) 役務費

通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、損害保険料(自動車損害賠償責任保険料等)、自動車重量税及び自動車取得税等とする。

(7) 委託料

資料作成、登記事務、測量・調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等の委託

料とする。

(8) 使用料及び賃借料

会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。

(9) 備品・資機材購入費

事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

(10) 原材料費

情報提供、研修会等に必要な原材料費とする。

4 補助金交付申請書及び実績報告書に添付する書類等

(1) 補助金交付申請書

補助事業者は、要綱第3条に定める補助金交付申請書（様式第1号）に申請金額の積算根拠となる必要書類を添付して、補助事業者が地域協議会の地域部会あるいは市町村の場合は、所管の東部農林水産局長又は総合県民局長（以下「東部農林水産局長等」という。）に、補助事業者が地域協議会の木材部会又は林業部会の場合は、徳島県知事に提出することとする。

(2) 実績報告書

補助事業者は、事業完了後、要綱第8条に定める実績報告書（様式第4号）に補助金の額を確定するために必要な書類を添えて、所管の東部農林水産局長等又は徳島県知事に提出することとする。

補助金の額を確定するために必要な書類とは、納品書、代金請求書、領収書及び事業実施状況写真等をいう。